

監査報告書

平成28年6月7日

独立行政法人 日本貿易保険

監事 大庭武史 

監事 翁百合 

独立行政法人通則法第19条第4項および同法第38条第2項ならびに独立行政法人日本貿易保険監査規則第3条の規定に基づき、独立行政法人日本貿易保険（以下「法人」という）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の業務ならびに事業報告書、決算報告書及び財務諸表について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事長、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、経営会議、コーポレートガバナンス委員会その他重要な会議に出席すると共に重要な決裁書類等を閲覧し、本店・支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また役員（監事を除く。以下「役員」という）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）について、役職員からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

平成27年度から設置されたコーポレートガバナンス委員会事務局は、各部の内部監査にも着手しましたが、監事は同事務局とも緊密に連携し、内部監査のプロセス及び結果を共有し、実効性のある内部監査及び監事監査の実現に努めました。

さらに、当該事業年度にかかる財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、法人が実施する当該事業年度に係る業務の監査を行いました。

2. 監査の結果

(1) 法令遵守状況および中期目標達成状況

法人の業務は法令等に従い適正に実施され、また中期目標の着実な達成に向けて効果

的かつ効率的に遂行されているものと認めます。

(2) 法人の内部統制システムの整備とその運用状況

平成26年度に策定した「内部統制システムの整備に関する実施計画」において、平成27年度中に実施することとした下記課題は、一部に今後も継続した取り組みが必要なものがあるものの、いずれも進捗をみました。

一 反社会的勢力への対応規程の整備（約款改正）

平成27年8月の経営会議で約款改正方針を審議し、11月に改正を終えました。

二 事故・災害等の緊急時に関する防災業務計画及び事業継続計画（BCP）等

首都直下地震に対する事業継続計画が、平成28年4月のコーポレートガバナンス委員会での審議を経て策定されました。

三 リスク管理の具体策の検討・実施

NEXIは通常の保険では引受けられないリスクを保険で引き受けさせることを使命とすることから、そのリスク管理も、通常の損害保険会社が用いるリスク管理の枠組みをそのまま用いるのは妥当でなく、年度を通じて、関連部署において様々な角度からリスク管理のあり方について検討を行いました。平成28年4月のコーポレートガバナンス委員会では当社の重要なリスク課題について現状のとりまとめを報告し、審議しました。また、今後も①集中リスクの検証、②リスク量の考え方、③財務健全性に関する考え方、④新会社が採用すべきリスク管理のフレームワークについて検討を続け、同委員会で審議していく旨報告されています。

四 コーポレートガバナンス委員会事務局による内部監査の実施

営業第一部・営業第二部・総務部に対する内部監査を実施しました。

(3) 役員の職務執行に関する違法・不当な行為

役員の職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は、認められません。

(4) 事業報告書の監査結果

平成27年度の事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表及び決算報告書の監査結果

- 一 平成27年度の財務諸表および決算報告書は、適切なものと認めます。
- 二 会計監査人であるあずさ監査法人の監査の方法及びその監査結果は、相当であると認めます。
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われるための体制は、相当であると認めます。

以上